

古川レポート

第12号
2001年8月3日発行
古川レポート編集部
〒241-0825
横浜市旭区中希望が丘
252-50
TEL391-4000/FAX366-9700
office@furukawa2002.com

皆に政よ規と 質動ポ存ム達細かあ 民皆うて投い票回しす含に待いす構う七
様つ治っ制が私ををス知ペしかし話主様と行票まし投た。め比をまる造ご月暑
のいにて緩では十すタでしたい、こは主がしくしすな票が横政べしすこ改ざのい毎
ごて参、和き、分るししジ今制日と変義政て必た。かし、浜治投て。と革い参毎
意欧加少がる候知しやよで日限本はわの治い要人投って旭市家票い今な「ま議日、
見米しし必よ補るか選う自でがの皆り発にるがや票たい区はは率た回くがし院、
をとてで要う者こな挙か分もあ選さま展関今あ政さのなの5謙がだの改もた選皆
お日ほもだ、のとく公。の、る挙んすに心日る党れかい約6虚2き選革っ。挙様
待本し投と選政が、報現考選こ制ごが繫を、とのたをこ4'に'ま挙をと今で
ちのい票考挙策で有な在え挙と度承、が持納思今方考と08反8しで果具後は元
し比と率え運やき権どのを期、に知選るち税い後もえを%%省4たは敢体は、気
て較思がま動考な者画規発間又はの挙こ続者まのそな重、、す%が多に化小おに
いをい上すにえいは一制表中イ世こ運とけです行れけく8旭べ下、く断さ泉世お過
ましまが。つ方と候的のでにン界と動とてあ。動でれ受万区きが前の行れ総話過
すてすりそいを思補で中きはタにとに確いり政を終ばけ5はでっ回人し、理に
。み。、うて十い者窮でな候、例思細信た有治しわな止千5あたのがて抵のなし
ま以多す思分まの屈はい補ネがいかしだ権がつりらめ人8るこ参自ほ抗、り
し下くるいにす政な候こ者ッなまいてく者激かでな、の'とと議民し勢聖あし
たにのこき知。策選補とがトいす規いこで動りはいな方7思は院党い力域りよ
。選人とつる や挙者をホがほ。制まとあしとなとぜが%i私選にとにながう
挙がにたこ 資運はご、発どしがすがよ見く思投今でまを挙期思屈きとか。



古川なおきのメッセージ(八月)

対象	イギリス	アメリカ	ドイツ	フランス	日本
選挙運動期間について	制限限定はない(報告が求められる選挙運動費用は候補者としての活動を行ったとき)	選挙運動期間という概念がない	選挙運動期間という概念がない	投票日の20日前から	衆議院選挙12日 参議院選挙17日 県知事選挙17日 横浜市長選挙14日 横浜市会(政令都市議会)議員選挙9日
文書頒布と掲示について	自由(ビラ、プラカード、ポスター等の表面に印刷者及び発行者の氏名、住所を記載しなければならぬ。)	自由(州によるが、ビラ等を郵便受けに入れてはならない。ビラ、プラカード、ポスターの表面に印刷者及び発行者の氏名、住所を記載しなければならない。)	自由(ポスターへの掲示責任者氏名の明示が要求される。)	選挙運動用ポスター、ビラ、投票用紙以外の配布等の禁止。 ポスターの規格・枚数・色等の制限。 ビラの規格種類の制限。 投票用紙の枚数制限。	法定の通常●書、選挙運動用ビラ、選挙運動用広告を掲載した新聞紙及び選挙公●以外の頒布の禁止、規格・枚数制限、掲示できる文書図面について細かい規制あり。
戸外訪問	規制がない	規制がない	規制がない	規制がない	禁止

古川なおきのホームページもぜひご覧下さい！ご意見もこちらからメールください！

www.furukawa2002.com